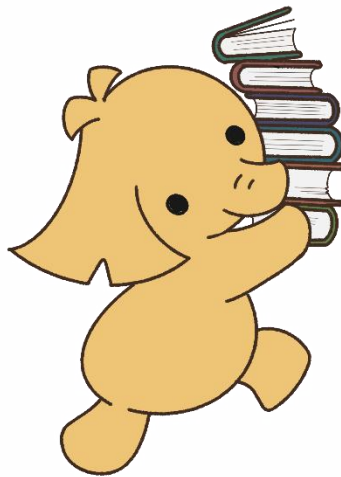


令和6年度

図書館・歴史資料館 要覧



水巻町図書館・歴史資料館

目 次

1. 水巻町の概要	1
2. 図書館・歴史資料館のあゆみ	2
3. 施設概要	3~4
4. 職員体制	5
5. 予算・決算	
6. 来館者数	6
7. 蔵書構成〔1〕蔵書数の推移	
7. 蔵書構成〔2〕蔵書構成	7
8. 利用者登録〔1〕登録者の推移	
8. 利用者登録〔2〕年齢別登録者数	8
9. 図書館の広域利用	
10. 貸出状況（貸出人数・貸出冊数）開館から現在までの累計	
10. 貸出状況（貸出人数・貸出冊数）月別・校區別利用状況	9
11. その他のサービス〔1〕予約・リクエストサービス	
11. その他のサービス	10
〔2〕レファレンスサービス〔3〕団体貸出〔4〕相互貸借〔5〕電子図書館	
12. サービス実績〈サービス指数〉	11
〔1〕人口1人あたりの貸出冊数	〔2〕登録率
〔3〕登録者1人あたりの貸出冊数	〔4〕蔵書回転率
〔5〕人口1人あたりの蔵書数	〔6〕行政効果
13. 図書館の活動	12~13
〔1〕図書館主催事業	〔2〕ボランティア活動
14. 歴史資料館の活動	14~15
〔1〕歴史資料館主催事業	〔2〕資料収集整理活動
〔3〕教育普及活動	〔4〕利用者による活動
15. 条例・規則	16
〔1〕水巻町図書館・歴史資料館設置及び管理条例	
〔2〕水巻町図書館・歴史資料館設置及び管理条例の施行期日を定める規則	
〔3〕水巻町図書館・歴史資料館管理運営規則	

1. 水巻町の概要

水巻町は、福岡県の北東部に位置する総面積 11.01 km²の南北に細長い町です。町の東は、福岡県第2の都市、北九州市に隣接し、西側に一級河川の遠賀川が流れています。

かつては、炭鉱の町として賑わいましたが、石炭産業が衰退した現在、北九州市圏域のベッドタウンとして、約 27,000 人以上の人が暮らしています。

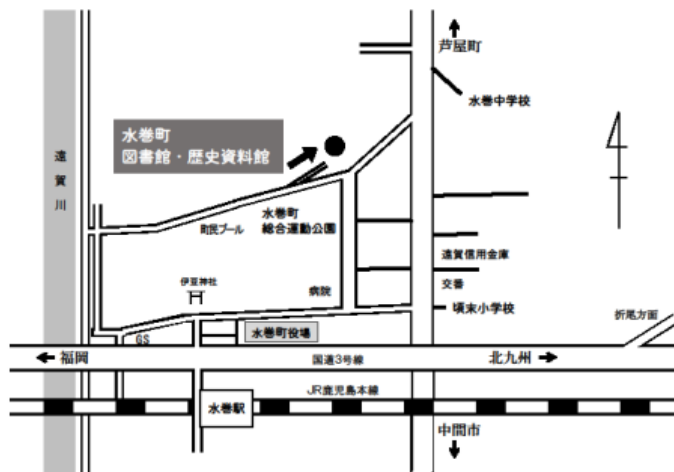
町の中央部は、標高 100mほどの丘陵地であり、一帯を構成している多賀山の中腹に水巻町図書館・歴史資料館があります。緑豊かな自然に恵まれた周辺には、総合運動公園や明神ヶ辻山自然公園があり、遊歩道が整備された散策コースとして、町民の憩いの空間となっています。

図書館の近くには、戦時中、炭鉱で労働させられていたオランダ兵などの連合軍捕虜を慰霊する「十字架の塔」があります。この「十字架の塔」をきっかけとして、水巻町とオランダのノールド・オースト・ポルダー市との交流が生まれました。図書館には、オランダコーナーが設けられており、水巻町とオランダとの関わりを詳しく知ることができます。また、図書館・歴史資料館の屋外エレベーターは同市にあるポルダータワーを模して造られたものです。



- 位置
北緯 33 度 51 分
東経 130 度 41 分
- 人口 27,483 人
- 世帯数 13,876 世帯
- 面積 11.01 km²
(令和 7 年 3 月末現在)

図書館・歴史資料館アクセス

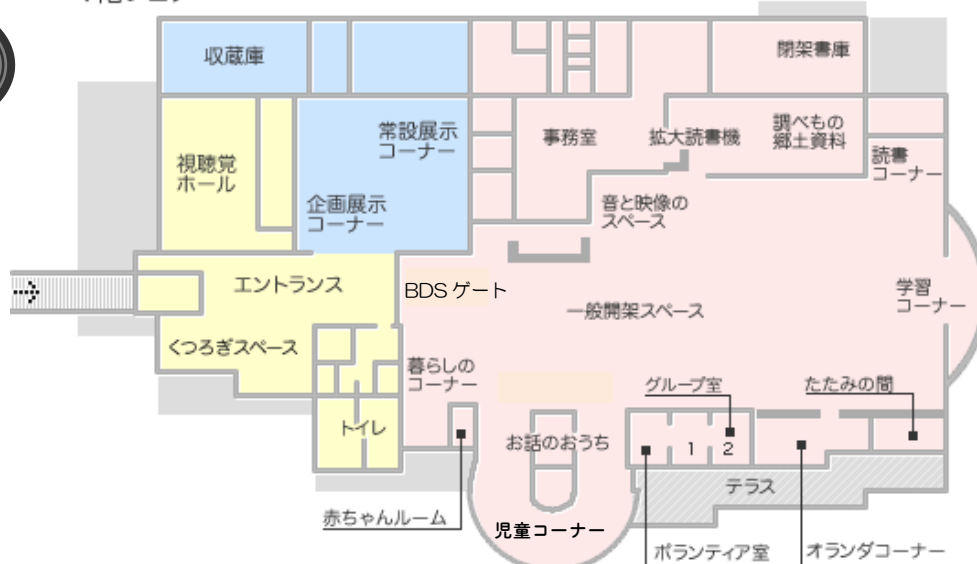


2. 図書館・歴史資料館のあゆみ

年 月	事 柄
平成 5 年 11 月	田中町長「歴史資料館建設」を公約
平成 6 年 7・8 月	町執行部学習会「生涯学習のまちづくりと図書館建設」(講師:九大・南里教授) 町長が図書館建設についてコメント
平成 7 年 7 月	住民学習グループ「図書館研究会」主催講演会開催 (中央公民館) 「新しい発想で町民のための図書館」(講師:九大・南里教授)
平成 7 年 9 月	議会説明、文厚委員会「図書館・歴史資料館建設計画書」「建設検討委員会設置及び運営要綱」
平成 7 年 12 月	「図書館・歴史資料館建設検討委員会」発足
平成 9 年	1 月・建設用地決定 4 月・建設検討委員会「基本構想」答申 5 月・基本設計 (㈱赤松菅野建築設計事務所)～ 翌年 1 月 6 月・水巻町図書館づくり講演会(いきいきはーる/講師:増田浩次氏)
平成 10 年 4 月	マーク決定(㈱図書館流通センター)
平成 10 年 7 月	実施設計(㈱川原建築設計工房/㈱和光環境建築設計(協力))～翌年2月
平成 10 年 11 月	歴史資料館シンポジウム(中央公民館)
平成 11 年 6 月 16 日	図書館・歴史資料館工事起工式(飛島・日本地所・山口共同企業体)
平成 11 年 11 月 4 日	電算システム決定(日立)
平成 12 年 5 月 26 日	図書館・歴史資料館建物完成(完工検査)
平成 12 年 5 月 29 日	家具(書架類)搬入設置(㈱天童木工)
平成 12 年 6 月 1 日	図書館・歴史資料館建物引渡 (外構工事は 8 月 15 日まで)
平成 12 年 6 月 6 日	新規購入図書の搬入・配架(約 6 万冊 ダンボール 1500 箱)
平成 12 年 8 月 15 日	外構工事完了
平成 12 年 9 月	2 日・落成式 3 日・開館式 蔵書数 62,673 冊で開館
平成 14 年 4 月 1 日	福岡県北東部地方拠点都市地域 21 市町村で広域利用始まる
平成 15 年 2 月 16 日	貸出冊数 100 万冊を達成(開館から 665 日目)
平成 16 年 1 月	蔵書数 10 万冊を超える
平成 16 年 6 月	二階を開架フロアとして利用者に開放
平成 17 年 2 月 19 日	貸出冊数 200 万冊を達成(開館から 1209 日目)
平成 17 年 4 月 23 日	子どもの読書活動優秀実践図書館として文部科学大臣表彰を受賞
平成 19 年 3 月 13 日	貸出冊数 300 万冊を達成(開館から 1767 日目)
平成 21 年 10 月 1 日	祝日(年末年始を除く)は開館し、閉館時間を午後6時に変更
平成 23 年 5 月 19 日	貸出冊数累計 500 万冊を達成(開館から 2934 日目)
平成 26 年 2 月	Web 予約・リクエストサービス受付開始(町内者のみ)
平成 27 年 9 月	開館 15 周年記念
平成 28 年 4 月	第 2 次水巻町子ども読書活動推進計画施行
平成 28 年 4 月 3 日	貸出冊数累計 700 万冊を達成(開館から 5,692 日目)
令和元年 9 月～12 月	空調・照明全面改修工事施工
令和 2 年 10 月 13 日	BDS ゲート(持出防止装置)及び自動貸出機設置
令和 3 年 4 月	第 3 次水巻町子ども読書活動推進計画施行
令和 5 年 12 月 21 日	「遠賀郡広域電子図書館」サービス開始

3. 施設概要

在 地	福岡県遠賀郡水巻町古賀三丁目18番1号																						
構 造	鉄筋コンクリート造 一部二階建																						
外 壁	磁器質タイル貼																						
屋 根	陸屋根部＝アスファルト防水 ドーム屋根部＝フッ素樹脂鋼板																						
工 期	平成11年6月16日 ～ 平成12年8月15日(外構完了)																						
敷 地 面 積	21,195.98㎡ (有効敷地面積 : 6,160㎡)																						
建 築 面 積	3141.90㎡																						
本体延べ床面積	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>1F</th><th>2F</th><th>合 計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図 書 館</td><td>1,872.20</td><td>522.18</td><td>2,394.38</td></tr> <tr> <td>歴史資料館</td><td>429.47</td><td>97.69</td><td>527.16</td></tr> <tr> <td>共 用</td><td>668.04</td><td></td><td>668.04 (視聴覚室170.02㎡含む)</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>2,969.71</td><td>619.87</td><td>3,589.58</td></tr> </tbody> </table>				1F	2F	合 計	図 書 館	1,872.20	522.18	2,394.38	歴史資料館	429.47	97.69	527.16	共 用	668.04		668.04 (視聴覚室170.02㎡含む)	合 計	2,969.71	619.87	3,589.58
	1F	2F	合 計																				
図 書 館	1,872.20	522.18	2,394.38																				
歴史資料館	429.47	97.69	527.16																				
共 用	668.04		668.04 (視聴覚室170.02㎡含む)																				
合 計	2,969.71	619.87	3,589.58																				
野外エレベーター塔	13人乗り																						
駐 車 台 数	45台(身障者用2台含む) 図書館北側駐車場(10台) 図書館車道 坂道下り側(20台) 多賀山公園駐車場(20台)																						
駐 輪 台 数	下側エレベーター横 自転車 約40台 上側 自転車 約20台																						
読 書 席	館内閲覧、くつろぎコーナー 約250席(いす席約160、ソファ席約90) 視聴覚ホール いす席の場合130席。テーブル席の場合60席。 AVブース 3人掛け×5ブース 野外読書席 約10席																						
蔵 書 能 力 (開館時想定)	一階開架部分(一般 約6万冊＋児童 約2万冊)……約 8万冊 二階開架書庫……………約 3万冊 閉 架 書 庫 ……………約 5万冊 合 計 約16万冊																						
総 事 業 費	1,681,505千円 用地取得費 143,772 千円 地質調査費 4,650 千円 設計監理委託料 55,157 千円 本体工事費 1,195,200 千円 家具工事費 103,950 千円 図書資料購入費 112,000 千円 備品購入費 28,776 千円 その他 38,000 千円 【財源内訳】 地域総合整備事業債 1,148,100 千円 一般財源 533,405 千円																						



図書館	一般 開架	一般開架スペース (検索コーナー含む)	618.67	1,125.92
		サービスディスク	58.71	
		AVコーナー	52.15	
		会議室	25.97	
		読書コーナー	22.93	
		オランダコーナー	48.39	
		たたみの間	26.43	
		学習コーナー	30.94	
		レファレンス	111.77	
		新聞・雑誌コーナー	66.84	
	屋外読書スペース	63.12		
	児童 開架	児童開架スペース	254.79	388.99
		赤ちゃんルーム(授乳室)	8.23	
		お話のおうち	20.00	
		青少年スペース	52.15	
		ボランティア室	18.64	
		グループ室 1	17.59	
	グループ室 2	17.59		
	事務室	事務室(図書館)	94.50	357.29
		応接室	17.84	
		配送・受入	48.90	
閉架書庫(1階)		82.49		
印刷製本室		22.53		
職員用トイレ		7.79		
シャワー室		3.15		
用具入		4.78		
派遣者詰所		10.35		
スタッフルーム		38.54		
ロッカー室		14.06		
倉庫		12.36		

歴史資料館	歴史資料館	常設展示コーナー	154.25	429.47
		企画展示コーナー	76.59	
		事務室(資料館)	74.57	
		荷解スペース	26.37	
		収蔵庫(1階)	97.69	
共用部分	視聴覚ホール	視聴覚ホール	131.59	170.02
		調整室	15.84	
		倉庫	22.59	
	玄関ホール	風除室	18.38	276.95
		エントランスホール	78.71	
		ブックポスト	3.84	
		くつろぎコーナー	31.73	
		喫茶コーナー	38.33	
		給湯室	11.41	
		ホール	94.55	
	トイレ	前室	20.24	81.15
		多目的トイレ	12.31	
		男子トイレ	24.55	
		女子トイレ	24.05	
その他	BM車庫	49.00	139.92	
	身障者駐車場	51.94		
	廊下・その他(1階)	38.98		

1階 小計	2,969.71	2,969.71
-------	----------	----------



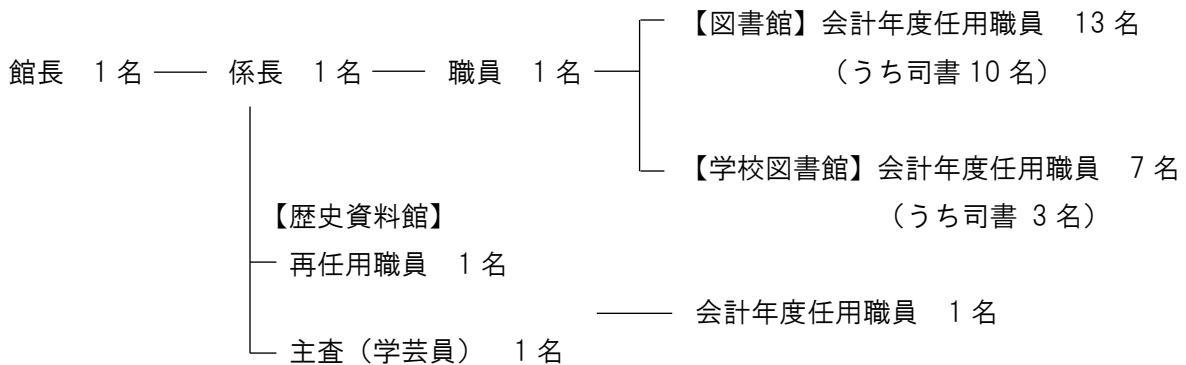
図書館	閉架書庫(2階)	97.78	522.18
	学習スペース	176.89	
	倉庫	247.51	
歴史資料館	資料館 収蔵庫(2階)	97.69	97.69

2階 小計	619.87	619.87
-------	--------	--------

図書館	2,394.38
歴史資料館	527.16
共用部分	668.04

延床面積	3,589.58
------	----------

4. 職員体制（令和7年3月31日現在）



5. 予算・決算

図書館・歴史資料館費

令和6年度 決算見込

内 容		金 額	構成比
人件費（会計年度任用職員分を含む）		74,742,148 円	59.8%
資 料 購 入 費		11,918,788 円	9.5%
内 訳	図書購入費（視聴覚資料を含む）	9,995,987 円	電子書籍除く
	新聞・雑誌	1,922,801 円	
そ の 他 の 経 費		38,328,084 円	30.7%
総 計		124,989,020 円	

令和6年度 一般会計 歳出決算額 12,443,043,890 円

令和7年度 予算

内 容		金 額	構成比
人件費（会計年度任用職員分を含む）		76,187,000 円	57.8%
資 料 購 入 費		11,932,000 円	9.0%
内 訳	図書購入費（視聴覚資料を含む）	10,000,000 円	電子書籍除く
	新聞・雑誌	1,932,000 円	
そ の 他 の 経 費		43,707,000 円	33.2%
総 計		131,826,000 円	

令和7年度 一般会計 予算額 12,400,000,000 円

6. 来館者数

月		開館日数	図書館	うち歴史資料館
令和6年	4月	24日	10,601人	1,390人
	5月	25日	11,130人	1,355人
	6月	26日	10,145人	1,957人
	7月	24日	12,237人	2,310人
	8月	26日	14,477人	3,141人
	9月	24日	12,892人	2,321人
	10月	25日	11,050人	1,364人
	11月	26日	11,834人	1,381人
	12月	11日	5,001人	641人
令和7年	1月	22日	9,730人	1,154人
	2月	23日	11,254人	1,456人
	3月	26日	11,484人	1,526人
合計		282日	131,835人	19,996人
		1日の平均	468人	71人

開館からの累計

開館日数
6,638日

図書館
4,824,070人
1日平均
727人

歴史資料館
1,234,346人
1日平均
186人

※図書館は玄関（風除室）、歴史資料館は展示室入口に設置しているセンサーの数値に基づく。

7. 蔵書構成

〔1〕 蔵書数の推移

		図書（冊）		雑誌 （冊）	AV資料（本）				他	合計
		一般書	児童書		CD	DVD	カセット	ビデオ		
平成12年9月3日	開館当初	39,033	20,108	749	1,453	183	263	884	0	62,673
平成14年3月末	13年度末	51,680	23,513	6,741	1,985	261	263	1,890	17	86,350
平成15年3月末	14年度末	57,687	25,634	8,360	2,288	275	262	2,217	17	96,740
平成16年3月末	15年度末	64,347	26,937	9,542	2,627	325	272	2,405	30	106,485
令和2年3月末	元年度末	106,091	43,107	4,752	3,202	1,408	210	0	0	158,770
令和3年3月末	2年度末	107,646	43,916	4,839	3,225	1,437	210	0	0	161,273
令和4年3月末	3年度末	107,748	44,739	4,487	3,221	1,455	208	0	0	161,858
令和5年3月末	4年度末	108,372	45,499	4,706	3,238	1,495	208	0	0	163,518
令和6年3月末	5年度末	109,041	46,015	5,872	3,235	1,531	208	0	0	165,902
令和7年3月末	6年度末	109,616	47,123	6,112	3,251	1,572	208	0	0	167,882

〔2〕蔵書構成

		単位:冊			
【図書資料】		一般書	児童書	合計	構成比
0	総 記	4,205	394	4,599	2.9%
1	哲学・宗教	4,030	324	4,354	2.8%
2	歴史・地理	9,225	1,597	10,822	6.9%
3	社会科学	11,836	1,538	13,374	8.5%
4	自然科学	7,703	3,468	11,171	7.1%
5	技 術	8,511	1,240	9,751	6.2%
6	産 業	3,477	848	4,325	2.8%
7	芸 術	10,498	1,741	12,239	7.8%
8	言 語	1,963	700	2,663	1.7%
9	文 学	20,852	18,021	38,873	24.8%
F	小 説	25,193	0	25,193	16.1%
E	絵 本	410	16,211	16,621	10.6%
P	紙 芝 居	0	1,041	1,041	0.7%
C	コ ミ ッ ク	1,713	0	1,713	1.1%
合 計		109,616	47,123	156,739	100.0%
構成比		69.9%	30.1%	100.0%	

【視聴覚資料】	
CD	3,251
DVD	1,572
カセットテープ	208
ビデオテープ	0
合 計	5,031

【雑 誌】	
127 種類	
6,112 冊	

一般書のうち		郷土	オランダ	ヤングアダルト
冊 数		1,887	419	6,823
構成比		1.7%	0.4%	6.2%

児童書のうち		郷土	オランダ
冊 数		18	135
構成比		0.04%	0.3%

全蔵書数	
図 書	156,739
視聴覚資料	5,031
雑 誌	6,112
合 計	167,882

8. 利用者登録

〔1〕登録者数の推移

時 期	人 口 (単位:人)	登録者数 (単位:人)			町内者 登録率
		町 内	広 域	合 計	
平成12年8月31日(事前登録)	32,337	7,154	広域開始前	7,154	22.1%
平成14年3月31日(13年度末)	32,197	13,748		13,748	42.7%
平成15年3月31日(14年度末)	32,029	14,855	4,049	18,904	46.4%
平成16年3月31日(15年度末)	32,015	15,726	6,422	22,148	49.1%
令和3年3月31日(2年度末)	27,890	8,241	18,570	26,811	29.5%
令和4年3月31日(3年度末)	27,824	7,983	17,029	25,012	28.7%
令和5年3月31日(4年度末)	27,778	7,890	15,919	23,809	28.4%
令和6年3月31日(5年度末)	27,552	7,880	15,333	23,213	28.6%
令和7年3月31日(6年度末)	27,483	7,720	14,803	22,523	28.1%

2) 年齢別登録者数

(単位:人)

令和6年3月31日現在

	0歳 ～ 5歳	6歳 ～ 12歳	13歳 ～ 15歳	16歳 ～ 22歳	23歳 ～ 29歳	30歳 ～ 39歳	40歳 ～ 49歳	50歳 ～ 59歳	60歳 ～ 69歳	70歳 ～ 79歳	80歳 ～	合計
町内	58	384	317	766	525	873	1,149	838	935	1,263	612	7,720
広域	89	677	494	1,420	952	1,672	2,856	2,521	1,580	1,804	738	14,803

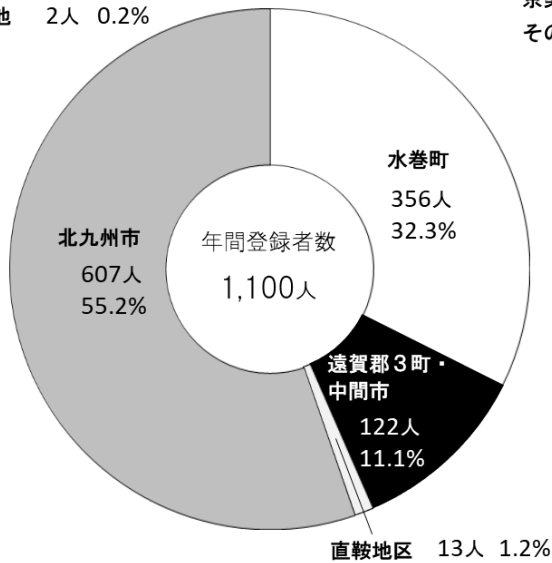
9. 図書館の広域利用

広域利用制度は、下の福岡県北東部地方拠点都市地域の21自治体(合併により現在16自治体)が、住民の図書館相互利用を取り決めたものです。

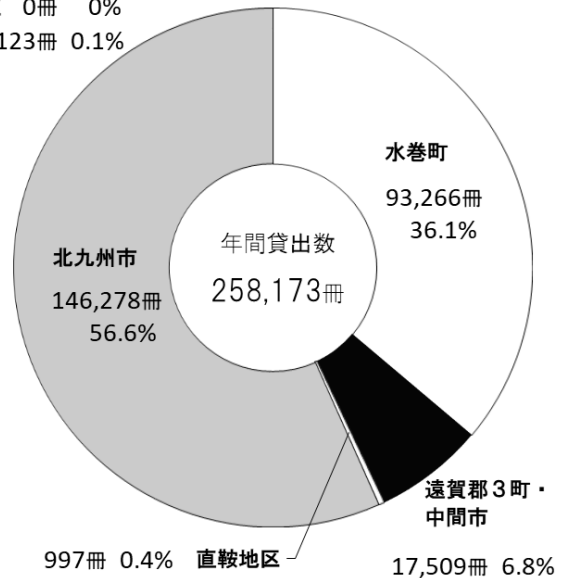
遠賀郡4町(水巻町・芦屋町・岡垣町・遠賀町)、鞍手郡2町(小竹町・鞍手町)、築上郡4町(みやこ町・築上町・上毛町・吉富町)、福岡県北東部6市(直方市・豊前市・行橋市・中間市・北九州市・宮若市)

【広域利用による年間登録者数及び年間貸出数】

京築地区 0人 0%
その他 2人 0.2%



京築地区 0冊 0%
その他 123冊 0.1%



10. 貸出状況 (貸出人数・貸出冊数)

開館(H12.9)から
現在(R7.3)までの累計

開館日数	貸出人数	貸出冊数
6,638日	2,081,520人	9,553,025冊

1日平均

314人

1,439冊

●月別利用状況

月		貸出人数 (単位:人)	貸 出 冊 数 (単位:冊)					
			一般書	児童書	雑誌	CD	AV.その他	合計
令和6年	4月	4,522	12,489	6,547	1,462	184	301	20,983
	5月	4,635	12,717	6,717	1,603	211	291	21,539
	6月	5,130	13,792	7,870	1,591	211	225	23,689
	7月	4,911	12,377	9,146	1,471	176	240	23,410
	8月	5,491	13,506	10,374	1,584	190	306	25,960
	9月	4,886	12,716	7,560	1,487	198	372	22,333
	10月	4,735	12,255	7,381	1,562	229	234	21,661
	11月	4,840	12,994	7,440	1,614	201	192	22,441
	12月	2,198	6,361	3,445	818	135	122	10,881
令和7年	1月	4,258	11,783	6,472	1,330	166	190	19,941
	2月	4,615	12,839	6,957	1,406	150	250	21,602
	3月	5,038	13,679	8,147	1,542	171	194	23,733
計		55,259	147,508	88,056	17,470	2,222	2,917	258,173
1日平均		196	523	312	62	8	10	916

※人数、冊数は団体貸出、相互貸借を除いた数

●校区別利用状況

小学校区	猪熊	えぶり	頃末	吉田	伊左座	町内合計
登録者人数	1,518人	1,502人	1,844人	1,003人	1,853人	7,720人
貸出人数 (延利用者数)	4,317人	5,242人	5,203人	3,047人	5,401人	23,210人
貸出冊数	17,850冊	19,252冊	20,870冊	13,681冊	21,613冊	93,266冊

11. その他のサービス

〔1〕 予約・リクエストサービス

予約:所蔵の資料について、次の貸出の予約を受け付けるサービス

リクエスト:未所蔵の資料を購入または他館から借用して提供するサービス

	予約		うち キャンセル	リクエスト		うち キャンセル	未提供	合計 (未提供 キャンセル除く)
	カウンター	Web		購 入	借 用			
一般書	772冊	1,996冊	86冊	131冊	249冊	8冊	12冊	3,054冊
児童書	68冊	274冊	22冊	9冊	23冊	1冊	0冊	351冊
雑誌	163冊	56冊	8冊		0冊	0冊	0冊	211冊
視聴覚資料	9点	5点	2点					12点
合計	1,012	2,331	118	140	272	9	12	3,628

〔2〕 レファレンスサービス 709 件

レファレンス:図書館の資料を使って、調べものや資料・情報探しを支援するサービス

〔3〕 団体貸出 団体数 34 貸出数 10,853 冊 (令和 6 年度に利用があった数)

〔4〕 相互貸借

単位:冊

相手先	借受	貸出	相手先	借受	貸出	相手先	借受	貸出
福岡県立	116	18	春日市	7	20	篠栗町	4	3
北九州市	27	60	筑紫野市	5	2	志免町	1	1
福岡市	5	26	大野城市	6	20	福智町	0	1
大牟田市	3	6	太宰府市	5	4	新宮町	2	5
久留米市	9	11	宗像市	9	28	粕屋町	7	1
直方市	4	15	糸島市	11	12	芦屋町	5	5
飯塚市	5	8	豊前市	0	1	岡垣町	4	18
柳川市	5	4	みやま市	0	1	遠賀町	5	9
朝倉市	1	2	那珂川市	2	0	苅田町	1	4
八女市	5	7	宮若市	10	4	みやこ町	2	5
うきは市	3	1	古賀市	6	6	桂川町	1	0
行橋市	6	9	嘉麻市	0	2	その他(県内)	14	55
中間市	5	0	福津市	8	6	その他(県外)	1	2
小郡市	1	10	添田町	1	2	合 計	312	394

〔5〕 電子図書館

「遠賀郡広域電子図書館」は遠賀郡の4つの町(水巻町、岡垣町、遠賀町、芦屋町)が共同で運営するインターネット上の図書館です。スマートフォンやタブレット端末、パソコンなどを利用して、いつでも、どこでも電子図書を借りることができます。

タイトル数 10,318 タイトル (令和 7 年 3 月 31 日現在)

●分類別タイトル数

0 総記	165	1 哲学・宗教	891	2 歴史・地理	716	3 社会科学	1,060
4 自然科学	1,147	5 技術	1,305	6 産業	422	7 芸術	704
8 言語	515	9 文学	2,230	E 絵本など	702	その他	461

合計 10,318 タイトル

●月別貸出回数

4 月	885	5 月	796	6 月	778	7 月	803	8 月	914
9 月	894	10 月	758	11 月	591	12 月	589	1 月	687
2 月	576	3 月	731						

合計 9,002 回

12. サービス実績 〈サービス指数〉

〔1〕人口1人あたりの貸出冊数

貸出冊数（町内） 93,266 冊 ／ 人口 27,483 人 → 3.4 冊

福岡県 3.9 冊 全国 4.8 冊

〔2〕登録率（町内者）

町内登録者 7,720 人 ／ 人口 27,483 人 → 28.1 %

福岡県 33.5% 全国 41.3%

〔3〕登録者1人あたりの貸出冊数（広域含む）

貸出冊数 258,173 冊 ／ 登録者 22,523 人 → 11.5 冊

福岡県 11.6 冊 全国 11.7 冊

〔4〕蔵書回転率（1冊の本が何回貸し出されたか）

貸出冊数 258,173 冊 ／ 蔵書数 167,882 冊 → 1.5 回

福岡県 1.4 回 全国 1.3 回

〔5〕人口1人あたりの蔵書数

蔵書数 167,882 冊 ／ 人口 27,483 人 → 6.1 冊

福岡県 2.9 冊 全国 3.7 冊

〔6〕行政効果（税金の還元）

図書の購入平均単価×貸出冊数（町内）－総経費（人件費＋物件費）＝税金の還元

1,900 円 × 93,266 冊 － 124,989,020 円 → 52,216,380 円

水巻町民は本を借りることにより、1年間に約5,220万円を超えるサービスを受けているのと同じ事になります。これは、町民1人あたり約1,900円、1世帯では、約3,764円の税金が還元されたことになります。

※ 水巻町の値は、令和6年4月から令和7年3月までの数値

※ 国、県の値は、「日本の図書館 統計と名簿 2024」（日本図書館協会）の数値

※ 図書の購入平均単価は、水巻町蔵書の購入平均単価

13. 図書館の活動

〔1〕 図書館主催事業

- セカンドブック 4月11日 令和6年度新入学児童 222人
- 子ども読書週間 4月23日～5月12日 期間中来館者数 7,637人
 - ・展示テーマ 「ぐるっと世界おはなしめぐり」
 - ・かばおじさんの腹話術らいぶ 5月5日 25人 出演：春風河馬氏
 - ・わくわくひょっこり本貸し出し（幼児・児童向け）
- バースデー月間 9月1日～30日 期間中来館者数 12,892人
 - ・展示テーマ 「旅にでよう!!」
 - ・サイエンス教室 9月22日 20人 講師：サイエンス・モア 田崎智久氏
 - ・リサイクルブック・フェア 9月23日～29日 来場者数約 570人
- 読書週間 10月27日～11月9日 期間中来館者数 4,898人
 - ・図書館の木（図書館への質問） 25件
- クリスマス ファンタジア 12月1日 50人
- 絵本と音楽でインドネシアを体験しよう 1月19日 25人
講師：石橋ヘルミンダワティ恵美氏、二田水ゆかり氏
- 早春ピアノコンサート 2月2日 85人 演奏：渡邊博氏
- ブックスタート 4か月健診児 157人・1歳6か月健診児 195人・3歳健診児 179人
- 映写会 子ども向け 12回 162人、おとな向け 9回 112人
- スタッフお話し会
 - ・赤ちゃん向け（第2水曜日） 11回 102人
 - ・幼児向け（第5土曜日）及び青空お話し会（不定期） 4回 36人
- 配本 第二保育所（奇数月）、松快園（偶数月）、各小学校（各学期に1学級約40冊）

〔2〕 ボランティア活動 [令和6年度の登録状況]

お話し会や折り紙、朗読など図書館で定期的に活動しているボランティアの皆さんです。

グループ

よみきかせグループ たんぽぽ 活動内容：絵本の読み聞かせなど

代表者 坂本 美恵子 活動日 第1土曜日 14時～ 会員数 10名

水巻町ともしびの会 朗読部 活動内容：絵本の読み聞かせなど

代表者 渡部 諄子 活動日 第2土曜日 11時～ 会員数 7名

ぷ ぷ ら 活動内容：絵本の読み聞かせなど

代表者 萩森 恵美子 活動日 第3土曜日 14時～ 会員数 7名

ピノキオ文庫 活動内容：絵本の読み聞かせなど

代表者 桑波田 幸子 活動日 第4土曜日 11時～ 会員数 9名

折り紙ボランティア水巻 活動内容：折り紙作品の製作・指導

代表者 原田 睦子 活動日 偶数月 第4土曜日 13時30分～ 会員数 13名

朗読の会 言の葉 活動内容：大人向け朗読会

代表者 坊野 久美子 活動日 偶数月 第2土曜日 13時～ 会員数 4名

朗読の会 楸（きささげ） 活動内容：大人向け朗読会

代表者 井上 美樹 活動日 奇数月 第1日曜日 13時30分～ 会員数 10名

個人

絵本ミュージカル 山田敏夫さん（活動日 第2土曜日 14：30～）

ピアノ演奏 渡邊 博さん（活動日 土曜日 正午～）

CHIKAさん（活動日 第1、3水曜日 11：30～）

角田千恵さん（活動日 第2火曜日 11：30～）

図書館事業の一部



5/5 腹話術らいぶ



1/19 絵本と音楽でインドネシアを体験

7、8月の
児童書展示



自殺予防週間の展示



12/1 クリスマス
ファンタジア

バースデー月間の展示

14. 歴史資料館の活動

〔1〕 歴史資料館主催事業

行 事 名	時 期	日数	会 場
見学会(バスツアー) 県史跡 堀川 吉田・大膳間の切貫	5 月 18 日	1	中間市・水巻町内
小企画展 県史跡 堀川 吉田・大膳間の切貫展 県指定史跡までのあゆみ	7 月 19 日～8 月 31 日	36	町民ギャラリー
講座 火起こし体験	11 月 23 日	1	南部公民館
小企画展 「水巻かるた」展	12 月 22 日～1 月 30 日	27	町民ギャラリー
講座 稲穂でつくる正月かざり作り	12 月 22 日	1	視聴覚ホール
歴史講演会 「遠賀郡の 2 つの年代記に見る江戸時代の風水害」	2 月 9 日	1	視聴覚ホール
古文書講読会(毎月 1 回)	4 月～3 月 (第 2 木曜)	12	視聴覚ホール
歴史ボランティア活動(ガイド・講座支援・資料整理)	4 月～3 月	56	歴史資料館ほか

見 学 会



中間市・水巻町 堀川バスツアー



企 画 展



「堀川 吉田・大膳間の切貫」展



「水巻かるた」展

講 座



火起こし体験



正月かざり作り

ボランティア活動



バスツアー・ガイド



小学生への現地案内

歴史講演会



「遠賀郡の 2 つの年代記に見る江戸時代の風水害」

古文書講読会



写真整理



古文書整理

〔2〕 資料収集整理活動

- ① 寄贈資料 3 件 合計 116 点 (民俗資料)

〔3〕 教育普及活動

- ① 見学・視察など 2 件

② 刊行物 「資料館だより第 20 号」(令和 5 年度報告と令和 6 年度予定)

③ 資料の利用状況

利 用 者	内 容
■資料の貸出	
栄宗寺(遠賀町)	「水巻町思い出の古写真展」で展示した写真一式
水巻町生涯学習課	昔の写真アルバムなど(ピアノコンサート使用のため)
九州歴史資料館	弥生土器 4 点(「遠賀川式土器と弥生文化の広がり」展 出品のため)
■資料の写真撮影・閲覧・提供・放映など	
鞍手町教育委員会	堀川関連写真 2 枚 (博物館のパネル掲載のため)
千葉県君津市教育委員会	堀川歴史公園陶板写真 3 点 (君津市副読本「きみつ学」掲載のため)
(有)三猿舎	遠賀川式土器写真 1 点 (「歴史道」vol138 掲載のため)
東京書籍	背負子写真 1 点 (「新編論理国語」掲載のため)
(株)E&W	横槌写真 1 点 HP から転載 (フジテレビ「奇跡体験アンビリバボー」放映のため)
KBC	炭鉱写真数点 (「ふるさと WISH」放映のため)
一般利用者 14 件	館内展示物(資料調査、個人利用)

〔4〕利用者による活動(ギャラリー利用状況)

3 件 延べ 2,626 名

()内は事業日数

主 催	行 事 名	時 期	期 間	来場者数
中間遠賀民商婦人部	広島・長崎・ビキニ被災写真展	8 月 2 日～15 日	14(12)	1,538
紙つき虫	切り絵展	9 月 10 日～16 日	8(7)	809
玄海愛石会	水石展	9 月 28 日～29 日	2(2)	279



広島・長崎・ビキニ被災写真展



切り絵展



水石展

15. 条例・規則

水巻町図書館・歴史資料館設置及び管理条例

〔平成12年1月14日〕
条例第5号

(設置)

第1条 町民の生涯にわたっての自己学習を保障し、すべての町民の暮らしに役立ち、暮らしを高め、暮らしに根ざす文化のまちづくりに資するため、複合施設、水巻町図書館・歴史資料館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 複合施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 水巻町図書館・歴史資料館(以下「図書館・資料館」という。)

位置 水巻町古賀三丁目18番1号

2 複合施設内に次の各号に掲げる施設を置く。

(1) 水巻町図書館(以下「図書館」という。)

(2) 水巻町歴史資料館(以下「資料館」という。)

(管理運営)

第3条 図書館及び資料館の管理運営は、教育委員会が行う。

(職員)

第4条 図書館・資料館に館長、司書その他必要な職員を置く。

(守秘義務)

第5条 図書館・資料館に勤務する職員は、資料の提供活動を通じて知り得た利用者の個人的な秘密を漏らしてはならない。

(図書館協議会)

第6条 図書館法(昭和25年法律第118号)第14条の規定により、図書館に水巻町図書館協議会(以下「図書館協議会」という。)を置く。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、図書館が行う活動について、館長に意見を述べるができるものとする。

3 図書館協議会の委員(以下「委員」という。)は5名以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験

のある者の中から教育委員会が委嘱する。

4 委員の任期は委嘱日から当該委嘱日の属する年度の翌年度末までとし、再任を妨げない。欠員を生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(資料館協議会)

第7条 資料館に水巻町歴史資料館協議会(以下「資料館協議会」という。)を置く。

2 資料館協議会は、資料館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、資料館が行う活動について、館長に意見を述べるができるものとする。

3 資料館協議会の委員(以下「委員」という。)は5名以内とし、教育委員会が委嘱する。

4 委員の任期は委嘱日から当該委嘱日の属する年度の翌年度末までとし、再任を妨げない。欠員を生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則(平成24年3月30日条例第10号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年6月24日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の水巻町図書館・歴史資料館設置及び管理条例第6条第4項及び第7条第4項の規定により委嘱されている委員の任期は、改正後の水巻町図書館・歴史資料館設置及び管理条例第6条第4項及び第7条第4項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

水巻町図書館・歴史資料館設置及び管理条例の施行期日を定める規則

〔平成12年4月1日教育委員会規則第1号〕

水巻町図書館・歴史資料館設置及び管理条例(平成12年条例第5号)の施行期日は、平成12年4月1日とする。

水巻町図書館・歴史資料館管理運営規則

[平成12年6月26日水巻町教育委員会規則第2号]

目次

- 第1章 総則（第1条―第10条）
- 第2章 図書館（第11条―第24条）
- 第3章 歴史資料館（第25条―第32条）
- 第4章 補則（第33条）
- 附 則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、水巻町図書館・歴史資料館設置及び管理条例（平成12年条例第5号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、法令その他特別の定めのあるもののほか、水巻町図書館・歴史資料館（以下「図書館・資料館」という。）の管理運営に関する基本的事項を定めるものとする。

（開館時間）

第2条 図書館・資料館の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（休館日）

第3条 休館日は次のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）に当たるときは、その日以後の直近の祝日でない日とする。）
- (2) 年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）
- 2 図書館については、前項に規定するもののほか次の日を休館日とする。
 - (1) 図書及び資料等の整理日（毎月末日。その日が前項第1号及び土曜日、日曜日、月曜日又は祝日に当たるときは、その日以後の直近の土曜日、日曜日、月曜日又は祝日でない日とする。）
 - (2) 特別整理期間（4月から6月までのうち15日以内）
- 3 前項の規定にかかわらず、教育長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

（利用の許可）

第4条 図書館・資料館の施設内で次の室等を利用する者は、所定の手続きによって、館長の許可を受けなければならない。又、許可を受けた事項を変更しようとするときもまた同様とする。

- (1) 視聴覚ホール
- (2) 資料館企画展示室（町民ギャラリー）
- 2 館長は、前項の許可を与えた場合において管理上必要があるときには、その利用について条件を付けることができる。

（利用の条件）

第5条 前条に規定する各室等の利用に当たっては、概ね次の条件を満たしたものについて許可する。

- (1) 図書館及び資料館の事業の趣旨に沿う活動内容であること。
 - (2) 営利目的でないもの
 - (3) その他、館長が認めるもの
- （特別な設備設営等の許可）

第6条 利用者は、あらかじめ館長の許可を受けて特別な仮設設備の設営をすることができる。

- 2 前項に規定する設備は、利用許可期限満了前に利用者の負担において撤去し、現状に復さなければならない。

（利用後の点検）

第7条 利用者は、施設、設備及び備品等の利用を終わったときは、直ちに職員の点検を受けなければならない。

（利用者の心得）

第8条 図書館・資料館の利用者及び入館者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 図書館・資料館の施設、付属設備、展示品、所蔵品、図書又は資料等を損傷し、又は、そのおそれのある行為をしないこと。
- (2) 他の利用者に迷惑をかけないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 危険物又は動物を持ち込まないこと。
- (5) 許可なく物品を販売し、又は展示しないこと。
- (6) 館内を不潔にしないこと。
- (7) 許可なく館内の撮影又は模写しないこと。
- (8) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、管理上職員が行う指示又は指導に従うこと。

（弁償）

第9条 利用者が資料又は施設備品等を著しく汚損及び紛失したときは、現品または相当の対価をもって弁償させる事ができる。

（利用の制限）

第10条 館長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、図書館・資料館の施設の利用を拒み、又は既にした許可を取り消す事ができる。

- (1) 利用者が、第8条の規定に違反した場合のほか、この施設の目的に反する利用をし、又はそのおそれがあると認められたとき。
- (2) 公益を害し、又は、風俗をみだすおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
- (4) その他、施設の管理上支障があると認められるとき。
- 2 前項の措置によって利用者が損害を受けても、その責を負わない。

第2章 図書館

(事業)

第11条 図書館は、図書館法（昭和25年法律第118号）第3条の規定により、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 図書、記録、郷土資料、行政資料、視聴覚資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）の収集、整理、保存及びその目録を整備すること。
- (2) 図書館資料を町民の利用に供し、その利用のための相談に応ずること。
- (3) 他の図書館及び学校に附属する図書館と連携協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- (4) 地域文庫活動等に対する援助及び育成を行うこと。
- (5) 読書会、研究会、講演会、映写会、資料展示会等の開催、及びその奨励を行うこと。
- (6) 時事に関する情報及び参考資料の紹介、及び提供をすること。
- (7) 学校、歴史資料館、公民館等と連携し、協力すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、図書館の設置目的を達成するために必要なこと。

(館内利用)

第12条 利用者は、開架されている図書館資料については、館内で自由に利用することができる。ただし、次の場合、所定の手続きにより申請しなければならない。

- (1) 書庫にある資料の閲覧
- (2) 資料の複写
- (3) 視聴覚資料（AV資料）の鑑賞
- (4) ボランティア室、朗読室、グループ室等の利用

(館外貸出しを利用できる者の範囲)

第13条 図書館資料を館外で利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に通勤、通学する者
- (3) 町内の地域団体、職域団体、社会教育関係団体その他の団体（以下「団体」という。）で、責任者を定めて図書館に登録したもの
- (4) 福岡県北東部地方拠点都市圏市町村の区域内に住所を有するもの
- (5) その他、館長が適当と認めるもの

(図書館利用者遵守事項)

第14条 図書館利用者及び利用団体は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 館内の資料閲覧は、所定の場所で行うこと。
- (2) 資料等の館外利用は、貸出期間などの規定を遵守すること。

(図書館利用カード)

第15条 図書館資料の貸出しを受けようとする者（団体を含む。）は、あらかじめ図書館利用カード申請書を館長に提出して、図書館利用カード（以下「利用カード」という。）の交付を受けなければならない。

2 利用カードの有効期限は5年とする。ただし、更

新手続きにより有効期限の延長ができる。

3 利用カードの交付を受けた者（以下「登録者」という。）は、利用カードの紛失、盗難、汚損、又は利用カード申請書の記載事項の内容に変更があった場合は、速やかに館長に届け出なければならない。

4 登録者は、利用カードを他人に譲渡、転貸してはならない。

5 利用カードが登録者本人以外の者によって使用され、図書館資料の紛失等の損害が生じたときは、その責は登録者本人に帰するものとする。

(貸出しの手続き)

第16条 登録者は、図書館資料の館外利用（以下「貸出し」という。）を受けようとするときは、利用カードを職員に提示しなければならない。

(貸出資料の制限)

第17条 次の資料等については、貸出しをする事はできない。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 貴重図書、参考資料、郷土資料、行政資料、新聞、文書、記録
- (2) 最新号の雑誌及び保存指定雑誌
- (3) 未整理又は破損等により貸出が不適当と思われる資料
- (4) その他、館長が館外利用を不適当と認めた資料

(貸出冊数及び期間)

第18条 登録者が貸出しを受けることができる図書館資料の冊数及び期間は、次のとおりとする。

- (1) 個人登録者においては、貸出し冊数を10冊以内とし、貸出期間は貸出日から起算して15日以内とする。ただし、視聴覚資料（ビデオテープ、コンパクトディスク、カセットテープ等）の貸出し数は3点以内とし、貸出期間は貸出日から起算して7日以内とする。
- (2) 団体登録者については、貸出し冊数及び貸出期間は、貸出しを受ける団体の規模及び活動内容に応じて館長が別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めるときは、貸出期間等の変更ができる。

(図書館資料の管理)

第19条 団体登録者で貸出しを受けた団体の代表者又は取扱い責任者は、当該貸出しを受けた図書館資料の管理について、その責任を負うものとする。

(貸出しの停止)

第20条 貸出期間経過後なお図書館資料を返却しない者、その他この規則及び図書館の管理上必要な指示に従わない者に対しては、図書館資料の貸出しを一定期間停止することができる。

(複写の制限)

第21条 資料の複写は次の場合認めない。

- (1) 著作権法（昭和45年法律第48号）に違反するおそれがあるとき。
- (2) 資料の保存上、複写が不適当と判断されたとき。
- (3) 図書館の管理上支障があると認められたとき。
- (4) その他、館長が複写を不適当と認めたとき。

(資料の相互貸借)

第22条 資料の相互貸借については、福岡県公共図書館協議会が定める「福岡県公共図書館相互貸借規程」(昭和59年規程)により運用する。

(図書の寄贈)

第23条 図書館は、図書の寄贈を受けることができる。

2 図書館に図書を寄贈しようとする者は、図書寄贈申請書により教育委員会にその旨を申し出なければならない。

3 前項の申出について教育委員会が適当と認めたときは、これを受納し、図書寄贈受領書を発行する。

(寄贈図書の取扱い)

第24条 寄贈図書は原則として、図書館所蔵資料と同一の取扱いとし、資料上特別な区分をしない。

第3章 歴史資料館

(事業)

第25条 資料館は、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 歴史、民俗等に関する資料(以下「資料」という。)を収集し、整理及び保守すること。

(2) 資料に関する調査及び研究を行うこと。

(3) 資料に関する展示会、講演会、講習会等を開催、及びその奨励を行うこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、資料館の設置目的を達成するために必要なこと。

(観覧料)

第26条 資料館に展示した資料の観覧料は、徴収しない。

2 前項の規定にかかわらず、資料館に特別な展示をしたときは、実費相当額の範囲内において観覧料を徴収することができる。

(資料の館外貸出し)

第27条 資料の館外貸出しは原則として行わない。ただし、教育、学術又は文化に関する機関又は団体等で、館長が適当と認めるものに対しては、館長の承認を受け貸出しすることができる。

2 前項ただし書の規定により資料の館外貸出しを受けようとする場合は、資料借用許可申請書を館長に提出しなければならない。

3 館長は、前項の許可をしたときは、当該許可を受けた者に資料借用許可書を交付するものとする。

4 資料の館外貸出しを受けた者は、館長の指示に従って資料の管理に当たらなければならない。

(資料の撮影等の許可)

第28条 資料館に展示、又は所蔵されている資料の撮影、模写、模造等しようとする者は、館長の許可を受けなければならない。

(資料の寄贈又は寄託)

第29条 資料館は、資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

2 資料館に資料を寄贈又は寄託しようとする者は、資料寄贈(寄託)申請書により教育委員会にその旨を申し出なければならない。

3 前項の申出について教育委員会が適当と認めたときは、これを受納し、資料寄贈(寄託)受領書を発行する。

(寄贈又は寄託資料の取扱い)

第30条 寄贈又は寄託を受けた資料の取扱いは、特別の条件がある場合のほか、資料館の所蔵資料と同様の取扱いをするものとする。

(寄託期間)

第31条 資料の寄託期間は、館長が寄託者と協議して定める。

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認める場合は、寄託期間内においても当該寄託資料を返還することができる。

(寄託資料の免責)

第32条 寄託資料が天災その他やむを得ない理由により、滅失又は損傷した場合は、教育委員会はその責を負わないものとする。

第4章 補則

(委任)

第33条 この規則に定めるもののほか、図書館・資料館の管理運営に関し必要な事項は館長が別に定める。

附 則

この規則は、平成12年9月3日から施行する。

附 則(平成13年12月27日教委規則第7号)

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第13条第4号に掲げる者については、第18条第1項第1号ただし書きの規定は、当分の間適用しない。

附 則(平成21年7月1日教委規則第5号)

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成23年10月31日教委規則第7号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する

図書館学の5法則

第1法則

図書は利用するためのものである。

第2法則

いずれの人にもすべて、その人の本を。

第3法則

いずれの本にもすべて、その読者を。

第4法則

読者の時間を節約せよ。

第5法則

図書館は成長する有機体である。

S.R.ランガナタン

水巻町図書館利用案内

●開館時間 午前 10 時～午後 6 時

●休館日 毎週月曜日（祝日・振替休日の場合は翌平日）

年末・年始（12／28～1／4）

月末整理日（土・日・月・祝休日にあたる時は、
その翌日以降の土・日・月・祝休日でない日）

特別整理期間（原則 4 月～6 月の 15 日以内）

●貸出冊数と期間（町内利用者）

【図書】10 冊まで・15 日間以内 【視聴覚資料】3 点まで・7 日間

水巻町図書館・歴史資料館

〒807-0012

福岡県遠賀郡水巻町古賀三丁目 18 番 1 号

TEL 093-201-5000 FAX 093-201-0995

<http://library.town.mizumaki.lg.jp>